

災害時における救援物資等輸送力の確保に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき、風水害及び地震等の災害時において、高知県(以下「甲」という。)が、一般社団法人高知県トラック協会(以下「乙」という。)に対し協力を要請する救援物資等の緊急輸送、物流専門家の派遣、備蓄物資の提供(以下「緊急輸送等」という。)に関し、必要な事項を定める。

(協力要請事項)

第2条 甲が必要と認めるときに、乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとする。

1 緊急輸送

- (1) 災害時における応急対策に必要な救援物資(以下「物資」という。)の緊急輸送
- (2) 物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫
- (3) 上記(1)及び(2)に必要な車両、施設、資機材の確保ならびに物資受入態勢の整備

なお、輸送車両は、平時において、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度により、高知県公安委員会に届け出を済ませていることが望ましい。

2 物流専門家の派遣

乙は、あらかじめ指名しておく緊急輸送等に関する実務の見識・経験を有する物流専門家を高知県災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)に派遣して、この協定の運用に係る甲と乙との連絡調整、緊急輸送等が迅速かつ適切に行われるための活動の調整などに従事させる。

なお、次の場合は甲の要請を待たずに、安全が確保され次第、災害対策本部に参集するものとする。

- (1) 大津波警報が発表された場合
- (2) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

3 備蓄物資の提供

この協定における乙が提供する備蓄物資は、別紙1のとおりとする。

ただし、乙が要請を受けた時点で提供する備蓄物資は、その時点で乙が保有す

る品目及び個数の範囲内とする。

(要 請)

第3条 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明示した第1号様式の文書により、緊急輸送等の要請を行う。ただし、緊急の場合は電話等により概要を連絡し、後日文書を提出することとする。

- (1) 緊急輸送等を要する理由・日時
- (2) 必要とする車両数、車両種別及び人員
- (3) 物資積み込み場所及び取り降し場所
- (4) 輸送品目(備蓄物資を含む品名及び数量)
- (5) 荷送人の名称、担当者、連絡先
- (6) 荷受人の名称、担当者、連絡先
- (7) 長期間にわたる場合にはその期間と活動の計画
- (8) その他必要な事項

(実 施)

第4条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、「高知県トラック協会緊急輸送業務実施要綱」に基づき、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、緊急輸送等を実施した場合は、速やかに甲に対し第2号様式の文書により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

(経費負担)

第6条 第2条の要請により、緊急輸送等に要した費用は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 前項の費用のうち、輸送車両に係る運賃等については、輸送に従事する乙の会員事業者が災害発生時直前において国土交通大臣に届け出ている運賃料金を基準とする。

(事故等)

第7条 乙は、緊急輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、緊急輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替手段の確保等必要な措置を講じ、緊急輸送等を継続しなければならない。

3 前項の場合において、乙の措置にもかかわらず、なお緊急輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙(乙の会員を含む。以下本条において同じ。)は、緊急輸送等の際に、乙の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請により、当該緊急輸送等に従事し負傷等により損害を受けた者は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(平成26年10月21日条例第72号)」に規定する従事者として、同条例に規定する損害補償の適用を受ける。

(1) 従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 当該損害につき損害保険契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長、乙においては専務理事が従事する。

(市町村への支援)

第 11 条 乙は、市町村内における緊急輸送等の応援について、甲より要請があった場合においても支援を行うものとする。

(被災都道府県の応援)

第 12 条 甲が、被災した都道府県への協力または応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、可能な限り協力するものとする。

(雑 則)

第 13 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲または乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り同一の条件で 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

付 則

本協定は、平成 8 年 11 月 29 日から施行する。

付 則

本協定は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。

付 則

本協定は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

令和2年8月7日

甲 高知県知事



乙 一般社団法人高知県トラック協会

会長

